【規程番号　神女大Ｖ－022】

保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第33条第４項に基づき、看護学部看護学科（以下「本学科」という。）における保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第２条　保健師国家試験受験資格取得を選択する者の定員は20名とする。

第３条　保健師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し当該資格取得にかかる選択科目の履修を希望する者であって、かつ、選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第４条　前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第５条　保健師国家試験受験資格取得の選択を希望する者がその定員を下回る場合であっても、前条の選考基準を満たしていないと判断された者には、当該資格取得の選択を認めない。

第６条　助産師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、保健師国家試験受験資格取得を選択することができない。

第７条　保健師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第3条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第８条　保健師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第９条　保健師免許を受けようとする者は、別表第１に掲げる授業科目を修めて卒業し、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した上で、保健師助産師看護師法施行令及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第10条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１　保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第1に掲げる教育内容				本学授業科目		
教育内容			単位数	授業科目名	単位数	
					必修	選択
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		2	公衆衛生看護学概論	2	
				疾病と治療Ⅳ	1	
	個人・家族・ 集団・組織の支援		16	発達心理学	2	
				医療と法	1	
				在宅看護論	2	
				こころの健康増進と看護	1	
				小児療養看護論	1	
				家族看護論	1	
				女性の健康増進と看護	1	
	公衆衛生看護活動展開論			生活概論	1	
				生活援助論	1	
				予防看護論	1	
				高齢者看護論	1	
				高齢者看護実践方法論	2	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	
				地域看護活動論	2	
				公衆衛生看護演習	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅰ	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅱ	2	
				学校保健Ⅰ	1	
				慢性期看護論	2	
				精神看護論	2	
				小児看護論	2	
				母性看護論	2	
	公衆衛生看護管理論 （健康危機管理を含む。）			公衆衛生看護管理論	1	
				災害看護	1	
疫学			2	疫学	2	
保健統計学			2	保健統計学	2	
保健医療福祉行政論			4	社会福祉・社会保障論	1	
				社会福祉・社会活動論	1	
				公衆衛生学	1	
				コミュニティケアシステム論	1	
				感染免疫学	1	
				看護マネジメント論	1	
臨地実習 （保健所・市町村での実習を含む。）	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の支援実習（継続した指導を含む。）	2	課題探究	4	
		公衆衛生看護活動展開論実習	3	公衆衛生看護活動論実習	2	
		公衆衛生看護管理論実習		公衆衛生看護管理論実習	1	
合計			31	合計	55	